



弁護団だより

みんなして

No.27 発行 2014年4月
「生業を返せ、地域を返せ！」
福島原発事故被害弁護団
TEL : 03-3379-6770

※ 題字「みんなして」は、服部浩幸さんの筆によるものです。

【 最近の動き 】

東電・国・各地の動向	弁護団・原告団の取り組み
3月27日 福島第1原発作業員、解体作業中に死亡事故	4月05日 「原発と人権」全国研究交流 ～06日 集会（福島市）
4月11日 政府、エネルギー基本計画を閣議決定	4月10日 県南支部総会（白河市） 4月10日 集団訴訟説明会（二本松市）
4月13日 福島県、農業基盤回復策、上限1000万円補助	4月14日 弁護団会議（東京） 4月17日 集団訴訟説明会（郡山市）
4月14日 福島第1原発、ポンプ誤作動で高濃度汚染水203トン建屋へ流入	4月17日 集団訴訟説明会（二本松市） 4月18日 集団訴訟説明会（喜多方市）
4月27日 川内村、帰還準備宿泊開始	4月19日 全国弁護団連絡会議（東京） 4月19日 集団訴訟説明会（今帰仁村） 4月19日 集団訴訟説明会（南相馬市）
	4月20日 集団訴訟説明会（那覇市） 4月20日 集団訴訟説明会（相馬市） 4月26日 集団訴訟説明会（二本松市） 4月27日 集団訴訟説明会（桑折町）

「原発と人権」交流会・分科会に参加して

原告団事務局長 服部浩幸

4月の5日・6日の2日間、福島大学にて「原発と人権」交流会が開催されました。約500人ももの参加者が全国から集い、様々な講演や分科会が企画されました。

1日目は作家・柳田國男さんの基調講演のほか、南相馬市長、双葉町長、浪江町長からの訴え、フランス・リモージュ大学名誉教授のミシェル・プリウールさんの講演などが行われ、盛りだくさんの内容でした。

続く2日目は、5つの分科会に分かれ、私たち生業訴訟原告団は、中島団長とかながわ避難者訴訟の村田団長とが共同で呼びかけ人となった第1分科会の企画と運営に当たりました。

分科会は「みんなで交流～私たちが求めるもの、私たちが目指すもの～」というテーマで開かれ、原発事故による被害救済を求める裁判の原告や弁護士などが一堂に会して交流を深めました。

現在、全国17ヶ所で原発事故による被害救済を求める裁判は起こされています。しかしそれらの訴訟の横のつながりはたとえば、弁護団には多少の連携があるものの、原告間にはほとんど交流がないのが実情でした。今回の分科会でお互いの理解を深め、今後進んでゆく裁判の中で、有利な情報の交換や励まし



合いのきっかけになれば、という思いからの企画でした。提訴予定のところも含めて10に及び裁判の原告・弁護士が集まったのは全国初のことでした。

北は北海道から九州・佐賀の玄海原発差止訴訟まで、各地の原告団・弁護団がそれぞれの訴訟の概要や特徴、進行状況などを発表し、今後の裁判に向かう決意を表明しました。もちろん私たち生業訴訟も、全国最大の原告団として、工夫を凝らした発表を行いました。青龍弁護士が作成した映像を使って、生業訴訟のこの1年の歩みや原告団各支部の紹介を行い、会場から大きな拍手を頂きました。

さらに、午後には「先人たちに学ぶ」というテーマで、水俣病や東京大気汚染訴訟の原告の方々からお話を頂いたほか、水俣病裁判に当初から関わってこられた馬奈木昭雄弁護士（言わずと知れた馬奈木徹太郎弁護士のお父さんです）からも貴重なお話を聞くことができました。

昭雄先生はこの中で、「裁判では必ずしも正義が勝つわけではない。力を持った正義こそが勝利を掴むことができる」とおっしゃっていました。ここで言う「力」とは、国民世論のことです。生業訴訟も原告をもっともっと増やし、社会に向けて強くアピールしていかなければなりません。そうして国民からの支持を味方につけ、是非とも歴史に残る判決を勝ち取りましょう。

分科会では、最後に4・6アピールを採択しました。このアピールは、今後、全国の被害者が連携を図る際のベースとなる原則を確認したものです。

慣れないながらも分科会の司会を担当させて頂き、有意義な経験ができました。この2日間の交流会で得たものを、これからの原告団活動に生かしていきたいと思えます。

原発訴訟原告らによる4・6福島アピール

本年3月11日、全世界を揺るがした福島第一原発事故から、3年が経ちました。

しかし、原発事故は、汚染水問題にも明らかのように、いまだに収束すらしていません。私たちが、かつて暮らし、あるいは今も暮らしている地域では、除染が進められているところもあるものの、除染によっても、放射性物質汚染がなくなるわけではなく、私たちは、今でも放射線被ばくによる健康影響への不安をぬぐい去ることができません。除染による廃棄物の処理の目途もついていません。汚染地域から避難した人々も、いつになったらふるさとの戻ることができるのか、国や自治体の支援がいつ打ち切られるのか、将来の見通しが立たないまま、過酷な避難生活を続けています。

被害者一人一人の被害の現れ方は、それぞれが住んでいた地域、家族構成、年齢、職業など、個々の事情によって実に様々です。しかし、その被害の根源には、今回の事故によってもたらされた放射性物質汚染があり、これによる重大な健康影響への不安や懸念があることは明らかです。そして、その被害は、今回の事故により放出された放射性物質が、被害者のふるさとを汚染し続けている限り、継続するのです。

原発事故の収束の遅れ、被害者救済の遅れにもかかわらず、国や電力会社は、原発の再稼働や輸出に突き進んでいます。これは、結局、原発事故の被害が、表面上の賠償などによって覆い隠され、国や東京電力の加害責任が明らかになっていないからであると言わざるを得ません。

私たちは、各地での裁判を通じて、今回の事故を引き起こした東京電力だけでなく、国策として電力会社と一体となって原子力発電を推進し、必要な安全対策を怠ってきた国の責任を徹底的に追及していきます。これは、単に被害者の救済だけでなく、これだけの被害

をもたらした国の原子力推進政策を根本的に改めさせ、原発事故による被害者をこれ以上生み出さないためにも必要なことです。

私たちは、多くの被害者が、それぞれの被害の現れ方の違いや、放射線被ばくの健康影響に対する考え方の違いなどを乗り越えて団結し、被害と立ち向かい、被害をもたらした国と東京電力の責任追及に立ち上がることを呼びかけるとともに、その先頭に立つ決意です。

以上の決意を込めて、私たちは、ここに、次の原則を確認し、原発訴訟原告らによる4・6福島アピールを採択します。

1. 原発事故について国と東京電力の責任が明らかにされなければならない
2. 地域にとどまっている者も避難者も、区域内も区域外も、福島県内も県外も、それぞれが原発事故による被害者である
3. 原発事故による被害者の最後の一人まで救済されなければならない
4. 私たちが求めるもの、私たちが目指すものを実現するには、私たち自身が声を挙げなければならない
5. 原告同士、被害者同士が連携をとり、全国の人々と共闘し、被害救済のために取り組んでいかなければならない
6. 福島現地の取り組みも避難先各地の取り組みも連帯した取り組みである
7. 私たちの苦しみを二度と繰り返させないことを誓い、すべての人が原発から自由になるため、私たちは全国の脱原発を求める人々と連帯する

2014年4月6日 福島大学において
「被害者訴訟原告団・みんなで交流」参加者一同



薬草洗浄機の賠償が認められました！



弁護士 鈴木 雅貴

今回の事故によって、広範囲の地域が放射性物質により汚染されてしまいました。山林については、有効な除染方法も確立しておらず、ほとんど手つかずになっています。

放射性物質による汚染は、山や自然の恵みから生業を紡いでいる方にとって、深刻な被害を与えています。

弁護団では、会津地方のある漢方生薬会社から賠償請求の依頼を受けました。

厚労省の通達等により、17都県（東日本のほぼ全域）から採取される薬草は、すべて洗浄し、かつ放射性物質を不検出（N/D）にしなければ、薬草の取引ができなくなりました。非常に広範囲で、被害の深刻さがよく分かります。

薬草として用いられるコウボクは、堅い木の皮で、その木の皮の表面に放射性物質がこびりついている可能性があります。木の皮を高圧洗浄で洗い、表面をブラッシングすることで不検出レベルまで除去することができます。会社は、大根洗い機からヒントを得て、大型洗浄機を製作しました。

この大型洗浄機の製作費用などについて、東京電力は、他から薬草を仕入れられるなどと主張し、洗浄の必要も洗浄機も洗浄機の製作も不要だとしてしました。弁護団は、広範囲の薬草について洗浄することを求める通達があることや新規に他から仕入れることの困難さなどを反論しました。ADRは、私たちの主張を全面的に認め、東京電力に賠償義務ありと判断しました。

山林にかかる賠償がなかなか進んでいないなかで、画期的な成果だと考えています。



第6回口頭弁論期日&模擬法廷のお知らせ

2か月に1回の裁判も、2014年5月20日で、いよいよ6回目となりました。第2～4回目が原告の主張、第5～7回目が被告の国・東電の主張で、今回は被告側の2回目の主張が出てきます。

前回の口頭弁論では、国は原告の主張を無視して一方的に主張を展開し、東電は「放射線量20msv/年以下なら健康影響に問題はない（肥満や野菜不足より安全）」、「仮に責任と義務が認められても莫大なお金がかかるので原状回復は不可能」と主張しました。私たちは国に対しては、原告の主張にきちんと反論する形で主張すること、東電には主張の撤回を求めています。裁判所も、国と東電に対して数十個の求釈明（＝質問）を投げかけました。

今回も私たちは、前回出された国と東電の主張に対して、さっそく再反論を準備しています。

前回は模擬法廷でも怒りの声や笑いが沸き起こりました。今回も豪華キャスト(?)による迫真の演技が見ものです。

大勢で裁判所に集まり、裁判官だけでなく裁判に参加していない人たちにも広くこの裁判の重要性を知らせていきたいと思います！多くのおみなさまのご参加をお待ちしております。（弁護士 青龍美和子）



【当日のスケジュール】 5月20日（火）

- 13:00 あぶくま法律事務所に集合
- 13:30～ 福島地裁に向かってデモ行進
- 14:00～? 福島地裁で傍聴券の抽選・配付
当たった方は裁判傍聴
外れた方は模擬法廷へ
- 15:00～ 裁判傍聴 or 模擬法廷
- 16:30～ 音楽堂で報告集会

第1次～第3次の原告のみなさまへ 会費納入のお願い



第1次提訴から1年が経過しました。弁護団は現在、2年目の会費を集めています。年会費は訴訟活動のための費用に充てられます。まだ納入されていない方は、年会費6000円の納入にご協力をお願いします。

【振込先】

みずほ銀行 川崎支店
普通預金口座 4425545
口座名義：福島原発事故被害弁護団
（ふくしまげんぱつじこひがいべんだん）

第39回全国公害被害者総行動に参加しましょう！

6月4日（水）、6月5日（木）、第39回全国公害被害者総行動が開催されます。全国公害被害者総行動とは、全国各地の公害患者団体などが手をたずさえてとりくんできた運動です。1976年、政府・財界の公害対策前面後退の攻撃に対し、全国の公害被害者が立ち上がりました。以来、38年間、政府の各省庁や公害発生源企業との交渉など被害者救済と公害根絶の運動にとりくんでいます。



公害被害者総行動には、イタイイタイ病患者、水俣病患者など、日本における公害闘争のはじまりから闘っている被害者の方々や、カネミ油症被害、基地騒音公害、大気汚染公害、アスベスト公害などの全国の公害被害者の方々が集います。国民の命・健康・生活を脅かしてきた公害の歴史の中で、国・加害企業に対して、「謝れ、償え、なくせ公害」を合言葉に、相互に支援して励まし、知恵を出し合って、力を一つにして闘ってきました。

私たち弁護団・原告団も、これまでの公害被害者の闘いの歴史に学び、公害の根絶をめざし、闘っていきましょう。

また、公害被害者総行動の政府・東電交渉は、全国各地でそれぞれ原発事故被害の裁判を闘っている被害者が一同に会し、政府・東京電力に対して要求と想いをぶつけるものであり、原発事故被害者の運動連帯にとっても大きな力となります。

6月4日の政府・東電交渉では、関係省庁と東京電力の担当者が一同に揃います。私たち、原告団・弁護団も200名以上の参加者で対峙し、怒りをぶつけ、前進を勝ち取りましょう。夜の総決起集会でも、全国の公害被害者と経験交流し、エールを交換しましょう。みなさん、全国公害被害者総行動に参加しましょう！

6月4日には、福島各地からバスが出ますので乗車していただくことができます。参加をご希望する方は、支部担当の弁護士か世話人までお問い合わせください（弁護士 川岸卓哉）。

【全国公害被害者総行動スケジュール】

6月4日（水）	6月5日（木）
11:00～ 環境大臣交渉	8:30～ 早朝宣伝
12:00～ デモ行進（日比谷公園）	10:00～ 電事連・各省交渉
13:00～ 東電・国交渉	12:00～ まとめの行動
18:00～ 総決起集会（日比谷公会堂）	



★ホームページ、フェイスブック、ツイッターで、弁護団の情報を随時紹介しています。ぜひご覧ください。

- ・ホームページ ▣ <http://www.nariwaisoshou.jp/>
- ・facebook ▣ <https://www.facebook.com/nariwaikaese>
- ・Twitter ▣ @NARIWAIbengodan（なりわい弁護団）